

広報 みさと 号外

第 15 報 平成 30 年 3 月 15 日発行

各種支援制度の お手続きは お済みですか？



広報みさと号外第 15 報を作成しました。今回は、各種支援制度の現時点での締め切りなどをお知らせします。申請漏れがないよう、ぜひご一読いただきますようお願い申し上げます。



一部損壊世帯への義援金受付期間を延長します

平成 28 年熊本地震災害義援金における住家の修理費用の受付期間は、これまでは平成 30 年 3 月 30 日（金）までとしておりましたが、「期間内の工事完了が見込めない」や、「工事をお願いしたいが業者が見つからない」などの現状があることから、受付期間を 1 年間延長することになりました。

◆延長後の受付期間の締め切りは次のとおりです。

・ 100 万円以上を要した一部損壊世帯への配分 → 平成 31 年 3 月 29 日

・ 30 万円以上 50 万円未満または
50 万円以上 100 万円未満を要した一部損壊世帯への配分 → 平成 31 年 3 月 29 日

※平成 31 年 3 月 29 日までに工事が完了できない等の理由で書類が揃わないときは、申請書の提出をしていただければ申請期間内の受付とします。

問合せ先 福祉課 子ども・生活支援係 ☎47 - 1116 (直通)



被災者生活再建支援金の申請期間を延長します

公費解体の申請に間に合わず、やむを得ず自費解体を行う世帯が多数存在しており、自費解体が終了したのち閉鎖事項証明書（滅失登記簿）を取得するまでに時間を要することなどから、被災者生活再建支援金（基礎支援金）の申請期間が下記のとおり延長されました。

延長前の締切：平成 30 年 5 月 13 日



延長後の締切：平成 31 年 5 月 13 日

12 か月延長されました

なお、加算支援金の申請期間（平成 31 年 5 月 13 日まで）は変更ありません。

問合せ先 福祉課 子ども・生活支援係 ☎47 - 1116 (直通)

裏面もご覧ください



申請漏れはありませんか？

現時点での各種申請締め切りです。申請漏れがないかももう一度ご確認ください。

●り災証明書（居住者り災）で一部損壊の世帯

項目	概要	掲載号外	締め切り
一部損壊住家修理への義援金	修理費用が 100 万円以上	第 11 報 平成 29 年 3 月 2 日発行	平成 31 年 3 月 29 日
	修理費用が 50 万円以上 100 万円未満	第 12 報 平成 29 年 3 月 16 日発行	平成 31 年 3 月 29 日
	修理費用が 30 万円以上 50 万円未満		

●り災証明書（居住者り災）で大規模半壊・全壊の世帯 【半壊であっても、やむを得ず解体した世帯を含む。】

項目	概要	掲載号外	締め切り
応急修理	半壊以上の住家を修理する費用のうち 576,000 円を上限として、町が事業者へ支給する。	第 2 報 平成 28 年 5 月 5 日発行 第 10 報 平成 28 年 10 月 27 日発行	※受付は終了 工事完了期限は平成 31 年 3 月 31 日まで
被災者生活再建支援金	基礎支援金	第 2 報 平成 28 年 5 月 5 日発行 第 3 報 平成 28 年 5 月 12 日発行	平成 31 年 5 月 13 日
	加算支援金		
自宅再建利子助成事業補助金	一定額までの利子負担を軽減	第 14 報 平成 29 年 11 月 16 日発行	住宅を再建し、転居した日から 6 か月経過した日（平成 32 年 2 月 29 日まで） （注①）
リバースモーゲージ利子助成事業補助金	60 歳以上の方に向けた支援		
民間賃貸住宅入居支援助成金	民間賃貸住宅への入居費用を助成		住宅を再建し、転居した日の月末から 6 か月以内 （注②）
転居費用助成金	引越し時の転居費用を助成		

注①…平成 29 年 10 月 29 日までに自宅再建し、入居が完了した方は平成 30 年 5 月 1 日まで

注②…平成 29 年 11 月 20 日までに自宅再建し、入居が完了した方は平成 30 年 5 月 19 日まで